

Deloitte.

デロイト トーマツ

サイバー攻撃・情報漏洩発生時の ファーストステップガイド

December 2025



サイバー攻撃・情報漏洩発生時の初動対応

□ 不正アクセス、ランサムウェアの感染などによって、個人情報等の情報流出の恐れや企業内のITシステムが利用不可能になった場合など

- サイバー攻撃・情報漏洩の発生時においては、侵入経路の閉鎖、マルウェア等の除去を迅速に行うとともに、被害範囲を調査し、被害者を含むステークホルダーへ迅速に連絡する必要があります。



タイムライン



ステップ



事象検知

情報収集フェーズ

発生直後

1. 発生事象の確認と情報収集

- ① 事実（いつ、どこで、何が起きたのか）の把握
- ② 情報の保全（ログの確認）
- ③ 拠点間ネットワーク構成等のシステム全体像の把握
- ④ クライシスマネジメント、サイバーインシデントの専門家への相談 など

2. 封じ込め

- ① ネットワークの遮断
- ② 社内への情報共有および注意喚起
- ③ ネット上の漏洩情報のモニタリング開始 など



体制構築

体制構築フェーズ

即日～2日以内

3. 有事対応体制の構築

- ① 対策本部の立ち上げ（責任者の任命・事務局の設置）
- ② 情報集約、エスカレーションルートの確定 など

4. 有事対応方針検討

- ① 通常業務の継続可否・縮退業務の判断
- ② 侵入経路・公的手口・被害範囲の調査方針の決定
- ③ 封じ込め・除去・回復方針の結滞
- ④ 情報発信方法の決定（個別連絡／プレス／HP掲載等） など



初報発信

対外対応フェーズ

速やかに対応

5. 被害者・取引先等のステークホルダー対応

- ① 個人情報保護委員会への報告（速報）
- ② 本人への報告
- ③ 取引先等、その他ステークホルダーへの連絡
- ④ 問い合わせ対応体制の構築（コールセンター設置など） など



対応時のポイント

事案の詳細に加えて、侵害調査に不可欠であるログを確保する

被害の拡大抑制、二次被害の防止のために封じ込めを確実に行う

サイバーインシデントは全社的な危機であるとの認識のもと対応体制を整える

IT部門、法務、広報、リスクマネジメント等の複数タスクを同時施行で推し進める

外部専門家を活用し個人情報保護法の定める義務を果たす



個人情報保護法の定める報告義務

規則第8条（第1項）

1 個人情報取扱事業者は、法第26条第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

規則第8条（第2項）

前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

- ※ 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、法人の場合は、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。
- ※ 「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。
- ※ 個人情報保護委員会への漏えい等報告については、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。
- ※ 速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる

Deloitte.

デロイト トーマツ

※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合等、本サービス内容をご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

合同会社デロイト トーマツ

フォレンジック & クライシスマネジメントサービス

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180 Fax: 03-6213-1085

E-mail: dt-cm@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数の指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301